



新富町告示第100号

簡易公募型プロポーザル方式に係る公告

令和8年度 防衛施設周辺民生安定施設整備事業 総合福祉センター実施設計業務受託事業者を以下のとおり募集するので公告する。

令和8年5月29日

新富町長 小嶋 崇 嗣



1 目的

既存の福祉学習等供用施設及び老人福祉センターの更新に合わせ、行政機能や子育て支援機能を集約し、総合福祉センターとして町民の健康福祉の向上を図る環境をつくることを目的としている。

本公告は、当該施設整備に伴う実施設計業務委託プロポーザルに関する手続きについて、必要な事項を定めたものである。

2 業務概要

- (1) 事業名 令和8年度 防衛施設周辺民生安定施設整備事業
総合福祉センター実施設計業務委託
- (2) 事業内容 別紙「令和8年度 防衛施設周辺民生安定施設整備事業 総合福祉センター実施設計業務委託現場説明書」による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和10年3月31日まで
- (4) 事業費 221,244,100円以内
(消費税及び地方消費税を含む。ただし、税率は10%を想定するものとする。)
なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではない。

3 委託者選定方法

簡易公募型プロポーザル方式

4 プロポーザル参加資格の要件

プロポーザルの参加資格は、参加表明書の提出期限において以下の要件をすべて満たすものとする。
なお、プロポーザル参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合は、その時点で失格とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条に基づく更生手続き（更生手続開始の申立て以後の手続をいう。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (3) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (4) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行もしくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受けた者でないこと。又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
- (5) 民事保全法（平成元年法律第91号）の規定に基づく民事保全の手続が常態として行われているものと、認められる者でないこと。
- (6) 新富町発注建設工事等からの暴力団排除措置要綱（平成12年新富町告示第3号）第2条に該当する者でないこと。
- (7) 納税義務に対し、完納していること。
- (8) 公告の日から技術提案書提出期限日までの間において指名競争入札参加者の資格、指名基準等に

関する要綱（昭和50年新富町告示第20号）第14条の規定による指名停止を受けていないこと、及び宮崎県の指名停止措置を受けていないこと。

- (9) 単独企業及び設計共同体の代表者は、建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本的関係又は、人的関係がないこと。

5 プロポーザルの参加条件

- (1) 参加希望する者は、「令和8年度 防衛施設周辺民生安定施設整備事業 総合福祉センター実施設計業務委託 簡易公募型プロポーザル資料作成要領」に掲げる書類を担当部署に提出しなければならない。
 - (2) 管理技術者（※注1）及び分担技術者のうち「意匠」と「構造」の主任担当技術者（※注2）は一級建築士を配置することができること。ただし管理技術者と「意匠」の主任担当技術者は兼務することができる。
 - (3) 各分担業務分野の主任担当技術者（※注3）はそれぞれ1名ずつ配置することができること。ただし、管理技術者及び「意匠」担当主任技術者以外は協力事務所からの配置でも構わない。
 - (4) 平成23年度以降に契約履行が完了した令和6年国土交通省告示第8号の別添二による建築物の類型四号及び十一号に属する官庁施設の新築又は改築工事に係る実施設計業務のうち、延床面積が4,000㎡以上の実施設計業務で、管理技術者又は建築意匠主任技術者として担当した者を、本業務の管理技術者として配置することができること。
 - (5) 本プロポーザルへの参加は、単独企業による提案又は複数企業による共同提案とし、共同提案の構成員は、単独企業又は設計共同体とする。なお、共同提案及び設計共同体の結成は自主結成とし、この場合は協定を結ぶこととし、以下の点に留意すること。
 - ①共同提案に参加する者のうちから共同提案代表者を決定し、共同提案構成員全員の本事業における業務分担を明示すること。なお、業務分担とは、「意匠」「構造」「積算」「設備」とする。
 - ②共同提案により参加する者は、単独企業による提案及び他の複数企業による共同提案に参加することはできない。
 - ③共同提案により参加する者の全てが、前頁の「第4項 プロポーザルの参加資格の（1）から（10）の条件を満たす者であること。
 - ④各構成員は、本業務の執行に関し、連帯して責任を負うものとする。
 - ⑤構成員のうちいずれかが、業務途中において脱退又は破産若しくは解散した場合においては、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完成するものとする。
 - ⑥共同提案解散後、本業務において瑕疵があったときは、各構成員は、共同連帯してその責に任ずるものとする。
- ※注1「管理技術者」とは、新富町の「建築設計業務委託契約書」第14条の定義による。
※注2「分担業務分野」の分類は、「意匠」「構造」「積算」「設備」とする。
※注3「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各担当業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。

6 参加表明書及び技術提案書の不受理等

次のいずれかに該当する場合、町は参加表明書及び技術提案書を受理しない。

また、町は、次のいずれかに該当することが明らかとなった場合は、応募を取り消すことがある。

- (1) 本公告に指定する提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- (2) 作成要領に指定する作成様式及び記載上の留意事項に示した条件に適合しないもの。
- (3) 記載すべき事項の全部または一部が記載されていないもの。
- (4) 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの。
- (5) 許容された表現方法以外の内容が記載されているもの。
- (6) 提出書類に虚偽の内容が記載されているもの。
- (7) 審査結果に影響を与える工作を行う等、プロポーザルの公正な執行を妨げたとき。

7 選定にあたっての評価方法及び評価基準

プロポーザルを選定するための評価項目は、次に掲げるものとし、総合福祉センター実施設計業務受託事業者選定委員会設置規程（令和8年4月1日）第1条に規定する総合福祉センター実施設計業務受託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が評価する。

なお、審査結果に対して異議を申し立てることはできない。

（1）評価方法

ア 第1段階審査・・・別紙「参加表明書の作成要領」による。

第1段階審査は、参加表明書に基づき審査を行い、上位5位以内を第2段階審査対象者に選定する。

イ 第2段階審査・・・別紙「技術提案書の作成要領」による。

第2段階審査は、第1段階審査で選定された参加者に対して行い、新たに技術提案書の提出を求め、提案内容に関する審査及びヒアリングを実施し、令和8年度 防衛施設周辺民生安定施設整備事業 総合福祉センター実施設計業務委託の「最優秀者」及び「優秀者」を選定する。

（2）評価基準

ア 第1段階評価基準

- ・ 設計事務所の実績の評価
- ・ 配置技術者の能力の評価

イ 第2段階評価基準

- ・ 課題に対する提案の評価
- ・ 取り組み意欲の評価
- ・ コミュニケーション力の評価

（3）その他の注意事項

ア 提出期限以降における参加表明書及び技術提案書の差替え及び再提出は認めない。

イ 管理技術者と「意匠」担当主任技術者については、本プロポーザルにおける評価の指標となっているため、途中での変更はもとより、事業者を選定された後の変更はできない。

また、技術提案書に記載した他の配置予定の技術者についても、病気、死亡、又は退職等特別な場合を除き、変更することができない。

ウ 町は、選定を行う作業に必要な範囲において、提出された書類の複製を作成することができる。

エ 提出された参加表明書及び技術提案書は返却しない。

オ 参加表明書及び技術提案書の作成にあたっては、関係法規を遵守すること。

カ 書類等に用いる言語、通貨、年号及び単位は、日本語、日本円、和暦、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位に限る。

8 契約の締結

（1）町は、審査の結果、最も評価が高いものを設計業務委託の最優秀者とし、その者を優先交渉権者として契約締結交渉を行うものとする。

（2）最優秀者が選定後において参加の資格要件を満たさなくなったと認められた場合、又は町と設計業務委託契約締結交渉が不調となった場合は、次点である優秀者を優先交渉権者として契約締結交渉できるものとする。

（3）町は、あらかじめ予定価格を設定し、優先交渉権者に見積書の提出を求め、開札の結果、予定価格を下回る場合において、契約締結交渉できるものとする。その際、1回目の開札で不落となった場合、再度、見積書の提出を求め開札を行うが、不落となった場合は失格とする。

（4）選定後、配置予定の管理技術者及び「意匠」主任担当技術者が業務に当たれなくなった場合、また設計取組体制が著しく変わった場合は、契約候補者としての資格を取り消すこととする。

（5）技術提案書等に記載された内容及びヒアリングの内容は、基本的に尊重するが、本プロポーザルは、設計適格者を選定するものであることから、契約対象となる設計業務の内容は、町が定める契約書のほか、現場説明書に基づき業務を行うものとする。

（6）町は、優先交渉権者と提案内容及び町の意向について協議調整を行い、双方の合意が得られた場合において、設計に係る契約を締結する。

9 手続き等

- (1) 担当部署：新富町総合政策課 まちづくり推進室

住所：〒889-1493 宮崎県児湯郡新富町大字上富田7491番地

電話：0983-32-1222 F A X：0983-33-4862

- (2) 本公告の配布

担当部署において直接交付するほか、新富町ホームページ上において参加表明書の提出期限日まで掲載するので、必要に応じてダウンロードし使用すること。

ただし、閲覧に際してはパスワードが必要であるため、ダウンロードによる閲覧を希望する者は、下記必要事項を記入したF A Xを、下記提出先に送付すること。記入事項確認のうえ、F A Xによりパスワードを送付します。

必要事項 商号又は名称

本店、支店名

代表者氏名

担当者氏名

電話番号、F A X番号

提出先 新富町総合政策課 まちづくり推進室

T E L 0983-32-1222

F A X 0983-33-4862

閲覧URL <https://www.town.shintomi.lg.jp/>

※担当部署で配布するのは紙媒体となる。

- (3) 現地説明会

現地説明会は実施しない。なお、建設予定地は現在周辺公共施設の駐車場となっているので、現地を確認する際は、利用者や近隣住民等に迷惑がかからないよう十分に配慮すること。

- (4) 参加表明書提出までの質問の受付期間、提出方法及びその回答方法

ア 受付の方法

本公告に関する質問のみ受け付け、様式1（質問書）を使用し、1枚の質問に複数項目を記載してかまわないが、1枚で不足する場合は様式1を複製し記入すること。

なお質問書を送信する事業者は、事前に担当部署に電話連絡してからF A X送信すること。

イ 送付先のF A X番号

F A X番号：0983-33-4862

ウ 受付日と回答方法と期間

受付日は令和8年6月5日（金）午後5時までとする。回答は、新富町ホームページにおいて、令和8年6月8日（月）に掲載する。

- (5) 参加表明書（第1段階審査用）の提出期限等について

ア 提出場所：新富町総合政策課 まちづくり推進室

イ 提出期限：令和8年6月15日（月）午後5時まで

ウ 提出方法：提出期限までに持参又は郵送すること。

持参の場合、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日の、午前9時から正午までと、午後1時から午後5時までの間とする。

郵送の場合、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。なお本町は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

- (6) 第1段階審査における審査結果の通知

第1段階審査の結果は、参加表明書を提出した全員に令和8年6月29日（月）までに書面により通知するとともに、第1段階審査通過者には、技術提案書提出要請書を送付する。

なお、審査結果の問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

- (7) 技術提案書提出までの質問の受付期間、提出方法及びその回答方法

ア 受付の方法

本公告及び提供する資料に関する質問のみ受け付け、様式1（質問書）を使用し、1枚の質問に複数項目を記載してかまわないが、1枚で不足する場合は様式1を複製し記入すること。質問書を送付する事業者は、事前に担当部署に連絡してからFAX送信すること。

イ 送付先のFAX番号

FAX番号：0983-33-4862

ウ 受付日と回答方法と期間

受付日は令和8年7月7日（火）午後5時までとする。回答は技術提案参加者に対して、令和8年7月10日（金）までにFAXで回答する。

(8) 技術提案書（第2段階審査用）の提出期限等について

ア 提出場所：新富町総合政策課 まちづくり推進室

イ 提出期限：令和8年7月21日（火）午後5時まで

ウ 提出方法：提出期限までに持参又は郵送すること。

持参の場合、休日を除く日の、午前9時から正午までと、午後1時から午後5時までの間とする。

郵送の場合、受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限までに必着のこと。

なお、本町は郵送中の事故に伴う損害に関しては一切の責任を負わない。

(9) ヒアリングの実施

ア 実施日及び場所

令和8年7月28日（火）に新富町役場内又は周辺公共施設で実施する。

※時間や場所の詳細については、技術提案書提出要請書とともに通知する。

イ 出席できる者

自社の社員3名以内とする。ただし管理技術者あるいは「意匠」主任技術者は必ず参加すること。これ以外の者で、1名のみ機器操作者の出席を認めるが、発言はできないものとする。

ウ ヒアリングの方法

- ・プレゼンテーションの持ち時間は20分以内とし、その他に質疑応答を10分程度設定する。参加者は提出した技術提案書に沿って説明を行うこと。なお、追加資料やパネルなどの持ちこみは禁止する。
- ・会場には、プロジェクター及びスクリーンは準備するが、パソコン、その他の機材等は各社で準備すること。
- ・ヒアリングについては非公開とする。

(10) 第2段階審査における審査結果の通知

審査の結果は、技術提案書を提出した全員に令和8年8月4日（火）に通知する予定。

なお、審査結果についての問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。

手続き等の日程一覧

内 容	日 時
現地説明会	実施しない。
参加表明前の質問の受付	令和8年6月5日（金）午後5時まで
質問の回答（ホームページ上に掲載）	令和8年6月8日（月）
参加表明の提出受付	令和8年6月15日（月）午後5時まで
第1段階審査の結果通知	令和8年6月29日（月）
技術提案前の質問の受付	令和8年7月7日（火）午後5時まで
質問の回答（FAXで回答）	令和8年7月10日（金）
技術提案書の提出受付	令和8年7月21日（火）午後5時まで
ヒアリング	令和8年7月28日（火）
第2段階審査の結果通知	令和8年8月4日（火）予定

10 その他

(1) 本件業務にかかる工事の受注資格の喪失

本件業務を受注した設計事務所等（協力する他の設計事務所等を含む。）が製造業及び建設業と資本、人事面等において関連があると認められる場合は、当該関連を有する製造業及び建設業の企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができない。

(2) 入札保証金

入札保証金は、免除する。

(3) 契約の保証

別紙「契約の保証について」を参照し選択すること。

(4) 請負代金の支払方法

設計業務完了検査合格後、支払請求の日から30日以内に、一括払いとする。

ただし受注者は、保証事業会社と、契約書記載の業務完了の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第5項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を町に寄託した場合において、業務委託料の10分の3以内の前払金の支払を請求することができる。

(5) 支払条件

この契約は債務負担行為に係る契約であり、各会計年度における受注金額の支払限度額の割合は次のとおりとする。ただし、予算上の都合その他必要があるときは、変更することがある。

支払限度額の割合は、令和8年度は30%、令和9年度は70%とし、合計100%とする。

(6) プロポーザル参加に伴う費用

参加表明書及び技術提案書の作成及び提出にかかる費用の全ては、参加表明書及び技術提案書提出者の負担とする。

(7) その他の注意事項

技術提案書作成のために町から受領した資料は、許可なく公表及び他の目的に使用することはできない。

(8) 今回のプロポーザル方式による設計者選定への応募者において、提出された書類を雑誌、広報紙その他一般の閲覧に供する場合は、新富町長の承諾を得ること。